

史跡仙台郡山官衙遺跡群整備基本計画(中間案)【概要版】

令和7年11月
仙台市教育委員会

計画の目的

本計画は、『史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画』（令和6年3月策定、以下『保存活用計画』と省略。）に基づき、史跡の本質的価値※を顕在化し、理想とする史跡の姿の実現に向けた整備の具体的な方針や方法を明示することを目的とする。

※遺跡に関する歴史上・学術上の価値のこと

計画の期間

本計画では、『保存活用計画』に定める前期事業期間（令和6～15年度）のうち、本計画策定後となる令和8年度以降の8年間（令和8～15年度）について定めるものとする。

基本理念と基本方針

『保存活用計画』の策定から史跡の位置づけや史跡をめぐる社会情勢の大きな変化等はなく、本計画でも『保存活用計画』で定めた以下の基本理念及び整備にかかる基本方針を継承する。

(1)基本理念

現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

(2)基本方針

- ①市民生活と調和を図り、史跡への理解・協力を得るための活用に必要な整備
- ②史跡の壮大さ・本質的価値・歴史を体感できるような整備
- ③多様な視点から活用され、多様な人々が快適に見学できるような整備

(3)段階的な整備

- ・公有化等の現状を鑑み、整備内容を以下の3つの段階に整理し、順次進めていく。
- ・本計画では、主に①の段階の事業計画について規定する。

①令和8～15年度
発信・活用に必要な
基盤整備

②令和16～25年度
価値の磨き上げに
向けた整備

③将来
価値の最大化
に向けた整備



作成中

整備イメージ図（①基盤整備終了後） ※裏面に拡大図

史跡仙台郡山官衙遺跡群とは

仙台市太白区郡山にあり、JR長町駅の東側から国道4号線バイパスの間、広瀬川の下流域・名取川の合流点の近くに位置する、約45,000㎡にわたる国の史跡です。

昭和54(1979)年に初めての発掘調査がなされ、昭和55(1980)年から継続的な発掘調査を行った結果、7世紀半ば頃までさかのぼる日本最古級の地方官衙(役所)跡として極めて重要な遺跡であることが判明し、平成18(2006)年に国の史跡に指定されました。

官衙はⅠ期官衙からⅡ期官衙へ建て替えられ、多賀城が創建される以前の陸奥国で最初の国府であったことが明らかになっています。

地区区分計画(ゾーニング)/整備・活用の概要

遺構の特性や公有化の状況等を踏まえ、『保存活用計画』で規定したゾーン（①政庁ゾーン、②正面ゾーン、③寺院ゾーン）ごとに整備内容を示す。また、これら3つのゾーン以外の部分を「④官衙周縁ゾーン」とし、史跡地への誘導や便益・ガイダンス施設といった機能を担うゾーンとする。※整備ゾーン区分図参照

ゾーン名	公有化の状況	整備・活用の概要
全ゾーン共通	—	・盛土による平地造成、張芝（寺院ゾーンをのぞく） ・雨水排水対策（暗渠管や排水路の新設等） ・ブライバシーに配慮した遮蔽施設の設置 ・ゾーン間移動時の安全対策（横断歩道新設の検討等） ・市民参加型による植栽活動の実施 ・説明板・案内サインの新設・更新 ・防災機能を備えたベンチ、照明灯、給水設備等の設置 ・各種イベントの企画、ガイドボランティアの育成
①政庁ゾーン	一体的な公有化が最も進んでいる ※一部民有地あり	・建物群の平面遺構表示※（あずまや・パーゴラ等の休息施設も検討） ・石組池の復元（市民参加型により整備） ・居久根（ケヤキ等）の伐採や枝払い等の修景
②正面ゾーン	公有化の状況が区々であり、飛び地状となっている	・材木列、大溝・外溝等の平面遺構表示 ・花壇・菜園・水田等の植栽または栽培 ・イベントやアクティビティの場として活用
③寺院ゾーン	公有化がほぼ進んでいないノ中学校用地は整備が難しい	・造成等は行わず、現状維持 ・整備済みの遺構表示が見えやすくするための碎石敷・張芝等の対策
④官衙周縁ゾーン	(公有化の対象外)	・既存の郡山中学校ビロティのガイダンス施設への改修 ・管理スペース、駐車場、トイレ等の設置

※遺構の規模や配置、形などを、地表を平らにした上で、色や素材、舗装材などで模式的に表現する整備手法のこと

管理・運営に関する計画

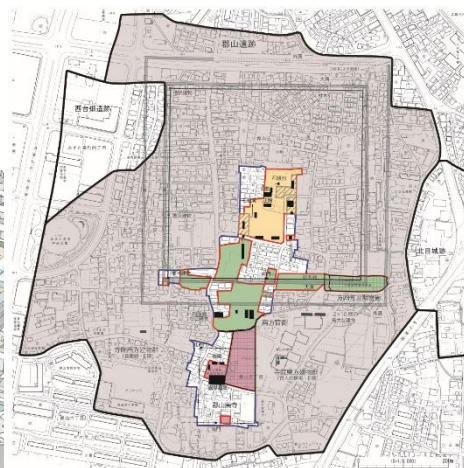
- ・多方面との積極的な情報共有
- ・学校教育機関や社会教育機関との連携
- ・適正な史跡利用の促進・啓発
- ・地域住民や民間事業者等が参画できる仕組みづくり

公開・活用に関する計画

- ・学びの場としての活用（史跡地の開放とガイドの実施、出前授業等）
- ・親しみ場としての活用（憩いの場、交流の場、市民参加型の史跡整備等）
- ・楽しむ場としての活用（まち歩き、賑わい創出としてのイベント実施等）

関連文化財との連携に関する計画

- (1)関連文化財群の周遊コースづくり（遺跡ネットワークとしての発信等）
- (2)周遊コースの実効性を高めるための環境整備（パンフレット作成、観光ツアーや大型バス等も想定したスペースの整備、外国人も視野に入れた情報発信等）



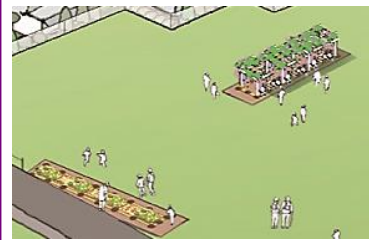
政庁ゾーン 正面ゾーン 寺院ゾーン 官衙周縁ゾーン
史跡地の範囲 指定を目指す範囲 民有地 他部局管理地

整備ゾーン区分図

史跡の整備・活用のイメージ



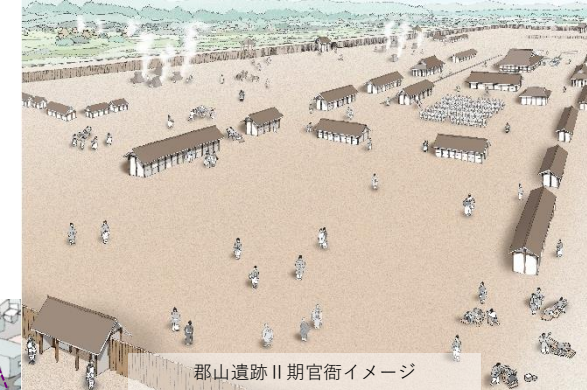
正面ゾーン・材木列跡に設置された菜園で栽培された野菜の収穫体験が開催中。



政庁ゾーン・建物跡のパーゴラで休憩したり、花壇に咲く花を手入れする人々。

見どころ②政庁建物跡

官衙の中央からやや南寄りには、官衙の中心線を基準として左右対称に建物跡が配置されています。これらの建物は官衙の役割を果たすための主要な建物の跡と考えられます。



郡山遺跡Ⅱ期官衙イメージ



正面ゾーンでは、地元の子どもたちが遊んだり、犬を連れて散歩する人の姿も。



政庁ゾーン・石組池では、ガイドボランティアが観光客にガイドを実施中。

見どころ③石組池

蝦夷の服属儀礼などに使われていたと考えられています。地方の官衙では唯一、郡山遺跡のみで発見されており、郡山遺跡が陸奥国に最初に造られた国府とされる根拠の一つとされています。



正面ゾーン・材木列跡では、キッチンカーやブースが並び、イベントが開催中。

見どころ④材木列跡

官衙は一辺約533m四方に「外溝」を巡らせ、さらにその内側に「大溝」と「材木列」（一辺約約428m四方）で区画し、官衙の内外を遮蔽していました。遺跡の壮大さを実感できる遺構です。



郡山中学校ビロティを改修して整備するガイダンス施設
(写真は整備前の現況の様子)

見どころ①ガイダンス施設

史跡に関する情報を総合的・体系的に紹介する展示施設。現地の情報に加え、解説パネルや遺物、遺構の展示も行うほか、ガイドボランティアの拠点となるなど、様々な情報発信機能を担います。

※このイメージは現時点のものであり、今後、国及び関係部署との調整や本市の財政状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。